

## (1) 現状

- 身寄りのない高齢者（おひとりさま）等には、医療保険や介護保険による給付ではまかないきれない、例えば、①通院時の付き添いや入院・入所時の身元保証、②身の回りの生活支援や見守り、③本人が行う意思決定の支援、④死後の対応などの多様な生活上のニーズのほか、財産管理上のニーズもある。
- これらのニーズに対し、現状では、民間企業が営利事業として対応しているケース、介護保険制度の地域支援事業も活用しながら住民の互助で行われているケース、ケアマネジャーが報酬なく本来の業務とは別に対応しているケース、社会福祉法人による公益事業として行われているケースなどにより、一部は対応がなされている。しかしながら、対応の範囲は内容的にも地域的にも限定的であり、さらにはサービスの質や意思決定の適正性の担保にも留意する必要がある。
- 身寄りのない高齢者（おひとりさま）等の問題は、他にも①高齢で身寄りがないという理由で民間賃貸住宅への入居を断られてしまう、②死亡後に遺体を引き取り火葬・納骨をしてくれる人がいない等、幅広い分野への広がりを見せている。

## (2) 政府における所掌の明確化等

- 「おひとりさま」の高齢者の増加が見込まれる中で、身寄りのない高齢者等への対応は、今後ますます重要になるが、これまで、所管省庁が明確でなく、地方自治体での対応、事業者等のサービスなども大きなバラツキがあり、結果的に社会のセーフティネットとしての対応が十分ではない（いわば「身元保証等問題に、政府の身元保証が必要」な状態）との課題が指摘されていた。
- そのような国民の不安に寄り添い、改善するため、岸田総理が5月に国会で「厚生労働省を中心に、民間の身元保証等のサポートを行う事業等について、実態把握や課題の整理を行い、その結果を踏まえて、必要な対策を政府として講じていきたい」と答弁されたように、関係する医療・介護サービスとの連携、高齢者の福祉増進、権利擁護の支援等の事務を所掌する観点から、厚生労働省において、身元保証等高齢者サポート事業等について、総務省行政評価局の調査結果（8月公表目途）も踏まえて、実態把握や課題の整理を行い、地方自治体や事業者等を含め、必要な対策を講じていくべきである。
- 同時に、必要な対策については、例えば、銀行窓口における本人確認の対象となる事務が拡大したことにより本人が窓口に出向けない場合の預金の引出しが困難となるなど、解決すべき課題は厚生労働分野の行政にとどまらない。このため、省庁横断的視点から、内閣官房による総合調整機能も活用しつつ、検討を進めていくべきである。
- 特に、緊急時の連絡体制、利用者の判断能力低下時の対応、預託金の管理方法、死後事務の履行等の利用者への影響が大きい事業内容については、ガイドラインの策定や行政等が事業内容を確認できる仕組みを創設するため、国だけでなく、事業者や有識者、地方自治体を巻